

平成28年9月定例会 総務委員会（付託）

平成28年10月12日（水）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時17分）

これより、政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「関西広域連合委員会」について（資料①）

七條政策創造部長

この際、1点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。関西広域連合委員会についてでございます。

去る9月22日に第73回関西広域連合委員会が開催されましたので、その概要について、主な協議事項を2点、御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

第3期広域計画中間案についてでございます。平成29年度から平成31年度までを計画期間といたしまして、関西広域連合が目指すべき関西の将来像や、今後3年間の取組方針等を定める第3期広域計画中間案について協議し、平成29年3月に開催が予定されている連合議会での議決に向け、計画を取りまとめていくことを確認いたしました。

次に、5ページをお開きください。

万博誘致についてでございます。大阪万博誘致に向けた大阪府での検討状況や、開催地決定までの流れなどについて確認し、関西広域連合としては、国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、国際博覧会の誘致・実現に向け、大阪府市や関西経済界とともに、国や関係機関等に対する働き掛けを積極的に行っていくこととする「2025年日本における国際博覧会（大阪開催）の誘致について」を決議いたしました。

報告事項につきましては、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

南委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

## 樫本委員

それでは、一億総活躍社会の実現に向けた施策の展開についてお伺いをいたしたいと思っております。

一億総活躍社会の実現というのは、地方創生が手段であって、目的は一億総活躍社会の実現、こういう関係にあると思うんですが、そこで、その地方創生の元年であった昨年なんですが、東京への一極集中がまだ止まっておりませんね。昨年の東京圏への人口の流入は12万人と、前年が11万人でありましたから、プラス1万人と、まだ加速をして東京圏へ一極集中が進んでおるわけでございます。

国の目標によりますと、平成32年、4年後なんですけど、転入超過をゼロを目指す、こういうことになっております。これは、平成32年といいますと、2020年です。2025年問題によいよ近づいてきた、来ると、こういう時代でございます。2021年には私も後期高齢者の仲間に入るようになってまいります。昭和21年生まれです。昭和21年生まれも多かった。昭和22年生まれはもっと多く、一番多い。昭和23年生まれも、また多いと。そういうふうな団塊の世代が後期高齢者になって、介護やいわゆる医療の現場にお世話になる時代に入ってくるわけですね。

そういう時代が来ると、東京圏では更に福祉や医療の現場でのマンパワーの必要性が出てきますね。そんな中で、人口を地方に定着させよう、ひと、もの、しごとを拡大していこう。そして、人口も流出を止めていこうと。これは非常に至難の業と私は思っております。国は、これを1兆円の予算で5年間でやろうとしておりますが、これはなかなかできない。皆さんの総力、全知恵を絞って真剣にやらないと、実現はできにくいのではないかなと私は今から思っております。

東京圏における介護や医療の今後のマンパワーの不足について、徳島の人口のいわゆる若者の流出を防ぐという意味で、この実態をどのように考えられていますか。

## 平井地方創生推進課長

ただいま、委員のほうから詳しく御説明もございました。

昨年、国勢調査が行われたわけでございます。その調査結果、速報によりますと、委員お話のとおり、東京一極集中への流れというのが数字的にも確認をどんどんされてきているところでございます。委員からお話のありました以外でも、例えば、大阪府の人口が減少に転じたり、それをはじめとして、全国39道府県の人口が減少しているという状況にございまして、それはやはり東京一極集中というのが進んでいる影響が大いにあるということだと考えております。

そのために、国、地方挙げまして、平成26年度より、その東京一極集中と人口減少、これを同時一体的に解消していくんだということでの取組といたしまして、全自治体におきまして、人口ビジョン、それと総合戦略を策定していこうということで、本県につきましても昨年度、県につきましても、昨年の7月でございます、策定いたしまして、県下の24市町村におかれましても、年度末までに全て策定いただいたところでございます。

その中で、やはりこの人口減少、東京一極集中是正のためには、自然動態、それから社会動態、その両面から創意工夫あふれる対策を打っていく必要があるということで、当面の5年間のスタートダッシュを決めていくんだということでの総合戦略をつくっております。

したがって、今年度はその本格展開の年に当たるということでございますので、総合戦略に盛り込んだ各事業を正に挙国一致という形で進めていく、こういうことが必要だと考えているところでございます。

#### 樫本委員

理屈では、これはわかるんです。自然増と、いわゆる転出、社会減を両面から対策していくということはわかるので、それが具体的に難しいわけですね。その処方箋がなかなかない。

そして、徳島県は特にこの若者の雇用の流出が、これから増えるという覚悟を持っておこななくてはいけないと思いますよ。

と申しますのは、徳島県は介護保険制度が始まったとき、既にこれは全国でトップレベルのいわゆる施設が充足されておるような状況でありました。それから後も、淡路島に事業所が出ていく、大阪府に出ていく、横浜市に出ていく、東京都に出ていくと。徳島県の介護の福祉部門では、もう事業者最先端を行っておると私は思っております。ここが東京圏で、マンパワーの確保というのは、極めて私は難しいと思うんです。これはどこに求めるかという、やっぱりふるさとの徳島県に求めると思うんです。拠点のある徳島県から東京圏へ連れてくと、移動させると、こういう事態が起こるのではないかと大変危惧しております。

そんな中、そういうような状況でもあるのに、県ではいわゆる新規の雇用として、まち、ひと、しごとの中で、しごとの部分を、膨大なといってもいいぐらいの数の、なかなかこれは実現できないほどの数の目標値を掲げてやっていますね。その数は何人でしたか。

#### 平井地方創生推進課長

昨年度、策定いたしました県の総合戦略、vs東京「とくしま回帰」総合戦略という名称でございます。

その中で最初の柱として、人の流れをつくるというのを立てておまして、そのためには転入促進ですね。徳島県にも来ていただく。それと、転出の抑制。その両面の対策が必要であると考えております。そのためには、委員お話のとおり、徳島県内におきまして、魅力ある安定した仕事の間をつくり出すということが欠かせないという認識のもとで、2番目の柱のこの仕事づくりということで目標を設定したわけでございます。その数字が、平成27年度から平成31年度までの5年間の累計で4,000人の雇用創出を図っていこうと、こういう基本目標を立てているところでございます。

## 樫本委員

5年間の累計で4,000人の新規雇用を開発していくと、こういうことなんですね。

これは、6月議会でしたかね。いわゆる奨学資金の肩代わりといいますか、何年か徳島県で働いていただけたらそれを県が負担しましょうと、いい制度をつくった。これも一つの方法ですね。これはこれでいいんです。もっと県外枠、県内枠を定着させる県内枠、そして徳島県へ流入させるための県外枠、これも今後は拡大していく必要があると僕は思いますね。これも是非、更に深化させていただきたい。そのためにはまずお金が要るんですが、お金の話は後にちょっと置いておきますね。

そこで、今、以前から徳島県には若者の流出、いわゆる人材供給県徳島ということが三木県政時代から言われて、それを止めていくということはずっと言っておったと思うんですが、これがなかなか実現されていないということですね。今もまだ、やっぱりたくさん若い人が出ていっていると思うんです。県内に就職するところがあるのに、県外に出ていく人が依然として多い。その中の一つの原因に、以前から職業指導の担当の先生がいわゆる都市部の企業との関係で、就職が県内にないときをお願いしてきました。おたくでちょっと我が県のどこどこ高等学校の卒業生、是非3名お願いしますとか、5名お願いしますとか、そういう枠というのがあったんですよね。そういうのはもう今あったら困るんですよ。県外へ行くような、県外企業に就職させるような先生がいたら困るんですよ。そういうあしき慣習というのはもうないと思うんですが、把握されていませんか。どのぐらい新規卒業生が県外に出ていっておるか、わかりますか。

## 平井地方創生推進課長

新卒の皆さんの県外への流出の数でございますが、高卒の方とか、あと、大学生の皆さんということでございますけども、具体的な数字は、済みません、今、手元にないところでございます。

## 樫本委員

まだそういう習慣が少し残っているのではないかなと思います。

それから、時々教育委員会から、商工団体、商工会議所や商工会連合会、いわゆる産業界に本県の卒業生を積極的に雇用してくださいというお願いに行っていますね。

雇用をお願いするのは、今、逆になっていると思いますよ。産業界側から学校にお願いする。しかし、なかなかこれ送ってくれませんよ。これは今反対になっているんですよ。ああいうジェスチャーはもうやめてもらいたいね。もう絶対、人は雇えないんですから、本当に。深刻ですよ。

僕の友達のブライダルをやっている、徳島県で名前を言ったら皆が知ってる人に、去年8人新規卒業生をお願いしたんです。8人も採用通知出したんです。後で、ふたを開けてみるとゼロ、誰も来ない。1人も来てくれなかったという現実があるんですよ。なかなかそこも業績を伸ばしておるからいい会社ですよ。そんな現実があるんですよ。

僕は、非常にやっぱり若い人が都市部に憧れるというのと、やっぱりまだまだ出ていっているんですね。もう徳島県は、人材は絶対に外に出さない、よその県からまた引っ張り込むと、それだけの現場には力を持っていると思いますよ。

そして、これ、雇用問題で言いますと、この前に来年の4月にショッピングセンターができます。ここは、1,500人の雇用が要るんですよ。これは、女性中心ですよ。それは、いろいろ異動で、業績の悪い店から異動は100人から200人ぐらいどうもあるらしいんですが、オープン時は、とにかく1,500人要るらしいんですよ。この雇用をどんなにしてつくるかと、これとんでもない話なんですよ。

どうかひとつ、徳島県で定着できるように、もっともっと充実した施策をしていただきたいなと思うんです。それには、先ほどの平井課長がおっしゃった、両面からのいわゆる政策が必要です。それには資金が要ります。そのお金の話は後からします。

そこで、次の質問に入るんですが、地方創生の推進とその先にある目的である一億総活躍社会の実現についてなんですが、先ほど平井課長がおっしゃったように、2060年度を見据えた人口ビジョンを昨年度末に集計したと、こういうことですが、昨年が地方創生スタートの年、今年が地方創生本格展開の年と、こういうふうに言われておまして、そして、これを毎年1兆円、5年間1兆円ずつ、5兆円について、毎年地方に財源として手当てされると、こういうことになっておりますね。

そこで、国において、地方創生の3年目、来年は飛躍の年にしないとイケないのですよね。スタートの年、そして、今年が本格展開の年、来年は飛躍の年にしないと、地方創生はもう実現できないという、5年間でやろうと、大体こう言うでしょう。

それで、来年度の国の地方への支援策、これが今の段階で入っている情報について教えていただきたいと思います。

#### 平井地方創生推進課長

ただいま委員のほうから、来年度に向けました、国といたしましての地方創生の推進の基本方針、基本姿勢について御質問を頂いたところでございます。

国におきましては、そういった基本方針といたしまして、来年度地方創生がどうあるべきかという基本方針でございます。それにつきまして、本年の6月2日でございます。まち・ひと・しごと基本方針2016という形で閣議決定をいたしているところでございます。

この中に、地方公共団体の総合戦略推進に当たりまして、まずは地域経済分析システム、いわゆるRESASの活用支援を行うという意味の情報支援、それから地方創生コンシェルジュ制度をはじめとする人材支援、それと、最後でございますけれども、地方創生推進交付金の活用をはじめとする財政支援ということで、情報、人材、財政ということでの国の方針では、地方創生版3本の矢、この3本の矢により支援をしっかりと続けていくことが方針として明記をされているところでございます。

#### 樫本委員

これは、今、情報と人材と財政的支援、三つの、3本の矢のいわゆる支援で、来年度、地方創生の本格展開から飛躍の年にしていくと、こういう3本の矢で飛躍させると、こういうことですね。深化させると、こういうことなんですが、この中で、地方経済分析システム、RESASという言葉が出てまいりましたが、地域経済分析というのは、これはいわゆる域内経済の収支改善ということだろうと思うんですが、これについて、市町村とお話をしたことがありますか。非常に私は、これが一番地方創生の近道というか、その地方の市町村の認識が深まる大きなシステムだろうと思うんですが、これについて、勉強会とか、市町村を指導したとか、相談があったとか、そういうことは今までにありませんか。これを新しく来年出してこなくてもあったと思うんです。

#### 平井地方創生推進課長

このRESAS、昨年度できた新しいシステムではございますけれども、その普及啓発に積極的に取り組んでおりまして、今年度も市町村に対する研修会の実施というのを積極的に展開をいたしているところでございます。

このシステム、ビッグデータの活用、それからデータのグラフ等を用いた見える化ということで、県民目線、市町村住民の皆さんの目線に立って政策を展開していこうという取組でございまして、これまでも総合戦略をつくる時にも活用いたしましたし、今後、総合戦略を深化していく段階でもどんどん積極的に使っていこうということで、市町村におけるそういった普及啓発に今後とも力を入れていきたいと考えているところでございます。

#### 樫本委員

総合戦略を市町村がつくる時、これ市町村の力で本当にできたんでしょうかね。そこを心配しているんですよね。そうしないと、人が書いた総合戦略では、これやっぱり認識不足で、なかなか心に響かないし、難しいと思うんですよね。

特に僕が思うのは、平成の市町村合併を実現できたところ、そしてできていないところ、したいのにできなかったところ、できたところでものんびりとしている市や町も僕はあるように思うけども、やっぱり市町村合併をしたところは、その時代は経済が悪かったから、割と役所に昔よりも、合併以前よりもいい職員が入っているんですよ。県庁でもその時代はいい人が入った。古い人もいいんですよ。また、その経済が悪いときに、我々の時代は大したことないと思うんですよ。これは、いわゆる新卒で、1年たつと2桁で初任給が上がった時代ですから、その時代は民間へたくさん行ったのですが、それから後はもう県庁職員はもう立派な人ばかり。今も、より立派な人が入っていると思うんです。市役所もそのとおりで、最近はいわゆる実務能力、政策立案能力がある人が大分入っているように思うんですよ。ちょっと読んだらわかるような人がね。昔はなかなかいなかったけど、今はいるんです。

ところが、その合併ができなかったところへ特別な支援をしなくてはならないと思うんです。コンシェルジュでやっているとおっしゃるだろうと思うんですが、隣の町は嫌と

言ったところもたくさんあって、悩んでいるところもあると思うんです。何か、去年、今年と相談があったり、支援した事例があったら教えてください。

#### 平井地方創生推進課長

この度の各市町村における総合戦略の策定に当たりましては、従来ですと、例えば、いわゆる行政主導型の計画策定という言葉もありましたし、その後、産学官という言葉もありましたけれども、この度の取組においては、産学官金労言という地元の金融界の皆様とか労働界の皆様、言論界、放送界の皆さんも入っていただいて、それを各市町村に設置していただいて一緒に計画策定をしていこうという取組を、恐らくこれまでで初めて取り組んだところでございます。

その上で、策定後の戦略の推進に当たっても、そういった組織でもって進捗管理とか、各戦略の各政策のPDCAサイクルによる検証も行っていこうというシステムになっておりまして、まず策定段階において、そういった皆様方が出していただいた創意工夫、更にそういった事業展開を県としても積極的に支援をしていきたいというのが基本的な姿勢でございます。

その上で、24市町村、おっしゃるように、合併されたところとそうでないところもございます。合併されていないところにつきましても、例えば、サテライトオフィスプロジェクト、それから昨年度より取り組んでおります県版特区制度においても、合併されていないところも、いろいろな創意工夫を凝らして、アイデアを出されて、それを実践していこうという取組を進めておられるところでもございまして、県といたしましても、そういうところをモデルとして全县展開できるように、これからも取組を支援していきたいと思っております。

#### 樫本委員

従来は、産官学の意見を聞いたりして、いろいろ総合計画をつくったりしておったけども、最近は産官学から金労言まで幅を広げて、そういった有識者の声を聞いて、それを組み入れて総合政策プランを立てたと、そういうような話だったと思うんですよ。

そして、いわゆる市町村からの指導を仰ぎたいという、相談に乗っていただきたいということの姿勢を、県庁側は受け身でなくて、この地域経済分析システムに当てはめて、どういふところがその地域は悪いのか、何を改善したらその地域の域内経済の収支改善につながっていくのかというふうなことを、ひそかに県庁の中でやっていただいて、そして、進んでないところはちょっと来ていただいて、おたくの町はこういうことをすればもっと輝きますよ、もっと若者が定着しますよ、地方創生が実現できますよと、消滅市町村にならなくてすみますよと、こういうふうなもっと積極的な姿勢での御指導はやっていただけないでしょうかね。これは、地方自治への介入でも何でもないと思いますよ。

#### 平井地方創生推進課長

この度の地方創生の取組の中で検討いたしまして、各市町村のカウンターパートとなる職員を決めておりまして、例えば、A市町村については市町村課の誰それ補佐とか、B町については地方創生推進課の誰それ補佐ということで、24市町村全て決めておりまして、日頃からの情報共有、各課題共有もさせていただいているところでございます。

そうした取組の中で、委員のお話のとおり、RESAS、今後、県としても市町村としてもどう活用していくのかという課題がございます。今年度、市町村の職員の方にもお使いいただけますし、県民の皆様もお使いいただけるんですけど、このRESASに関するワンストップ相談窓口というのを設置させていただいております。それは、また受け身ということにはなるわけですけれども、まずはそういうものを設置しているということと、冒頭申し上げましたそのカウンターパートの役割を今度どう果たしていくのかという中で、こういったRESASをより積極的に活用していくという観点も是非加えていきたいなと思っているところでございます。

#### 樫本委員

そういうことでいいと思うんですが、以前から、県と市町村との人事交流というのはありますね。そういうのに、しっかりと市町村のサポートをするという方向が今までもあったと思うんですよ。それをより深化させて、そういうことができる人を、そういうノウハウを持っている、知見を持っている人を積極的に人事交流の中で市町村に派遣してあげるのとは一つの方法だと思いますし、そういうことも是非参考にさせていただきたいなと。

やっぱり地方創生は人ですよ。政策をつくる人、旗を振る人、この人が、いわゆるリーダーになる人が大事なので、皆さんの優秀な知見を市町村にしっかりとフィードバックしていただきたいと、こんなふうに思うところでございます。よろしく願いいたします。

次に、8月3日に安倍改造内閣がスタートいたしました。この中でも一億総活躍社会の実現というのが改めて書かれております。表現されておりますが、一億総活躍社会の実現に向かって、地方創生との関係、これについてどういうふうに考えておられるのか、基本的なところをお聞かせ願いたいと思います。

#### 平井地方創生推進課長

一億総活躍と地方創生との関係についての御質問でございます。

本年の6月2日に、ニッポン一億総活躍プランという、一億総活躍をどう進めていくかの国のプランが閣議決定をなされているところでございます。

このプランの中に、地方創生は一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つであると明記をされているところでございます。

その上で、先ほど申し上げましたまち・ひと・しごと基本方針2016に基づいて、地方移住定着の実現、それから東京一極集中の是正、それから人口減少の克服といったことに取り組むということがしっかりと盛り込まれているところでございます。

#### 樫本委員

地方創生には、情報支援、そして人材支援、財政支援、この三つが3本の矢として来年しっかりとやっていただけるわけなんですね。

ところが、やっぱり年間1兆円で地方創生は、私はできないと思います。5兆円で、日本中が地方創生できるわけがない。これはやっぱり財政的にもっともっといろんな幅広い、インフラもやらないといけない、人的ないわゆる開発もしないと、いろんなことをしなければならぬ。ものすごいお金がかかる。年間1兆円の予算で地方創生は絶対できない。そういう意味から、これはもっといわゆる財政支援を国に求めるべきだと思うので、昨年も9月議会でこれの実現に向けての意見書を出させていただきました。

県もいわゆる地方創生の実現に向けて、政策要望、政策提言されております。県議会も国に対して、これの実現のためにひとつ是非委員長は意見書を取りまとめて、出したいと思うんですが、御協議のほどお願いいたします。

#### 南委員長

ただいま樫本委員から、地方創生の推進を求める意見書を国に対し提出願いたいとの提案がありました。本件についてはいかがいたしましょうか。賛成でよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

（「文案を見て」と言う者あり）

文案を見て最終判断していただくということで、まずは国に意見書を出すという形で話をまとめていきたいというふうに思います。

それでは、委員各位にお諮りします。

この際、総務委員長名で意見書案を閉会日に議長宛て提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

#### 中山委員

樫本委員は、優しいから最後まで詰められなかったんですけど、平井課長に、RESASの活用の市町村、今どういう状況ですか。

#### 平井地方創生推進課長

今年でございますけれども、国の地方創生加速化交付金を活用する形で、県事業としてこの普及事業に取り組んでいるところでございます。

自治体職員向け研修というメニューをカリキュラム、研修の場を設けておりまして、8月の中旬から順次実施しておりまして、市町村の担当職員、全24市町村に参加していただく形で取り組んでいるところでございます。

中山委員

漏れなく全市町村で活用されているということですか。

今週末、確かまた隣でありますよね、何かセミナーが。その参加はどうか。

平井地方創生推進課長

200名の定員でございますが、恐らく今150名ぐらいの応募を頂いていると思いますので、もう少し空きがございますので、是非皆様に御参加いただけたらというところでございます。その中に、職員の皆さん、どのような形でということについてはちょっと詳細を把握していない状況なんでございますけれども、お声掛けは全てくまなくさせていただいているところでございます。

中山委員

せっかくの機会ですから、恐らく樫本委員も参加されるでしょうから、各市町村の担当の人たち、必ず参加するように広く募って、また県民の皆様も活用方法、このRESEARCHってどういうものかということをし組みをしっかりと知らせる必要があると思いますので、是非活用できるところは活用していけばいいことだし、しっかりとまだまだ定員に達しないということでしたらば、再度、後3日ほどしかありませんけど、広報を強化して、200名いっぱいになるようにしていただきたいなと思います。

総合戦略本格展開の年ということで、カウンターパートを各市町村に1人、若しくは数人、カウンターパートで担当者がいらっしゃるということで、各市町村の今の働き方というか、その総合戦略に対する取組方というのはもう徐々に上がってきているのかなと思いますが、いかがでしょうか。

平井地方創生推進課長

昨年度末に市町村におかれましては、人口ビジョンと総合戦略を全ておつくりいただいた状況でございます。今年度は本格展開というところでございまして、今年度も下半期になりましたけれども、各市町村において、戦略に位置付けた事業を全力で取り組んでいただいている状況、段階ではないかと、このように考えております。

中山委員

もう4月から半年がたちました。もうそろそろ各市町村の取組というのをまとめて、遅

れているところがないのかどうかということもしっかりと把握していくべきじゃないかなと思うんですよ。でないと、来年に向けてのホップ、ステップ、ジャンプができないと思うので、もう5年しかない、期間が限られてますので、その期間で地方創生をできるように、しっかりと活を入れて、分析しながら支援をしていただきたいなと思います。

午前中に監察局のほうから資料を頂きまして、総合戦略強化結果の概要ということで、目安箱の内容をちょっといろいろ聞いたんですけども、この目安箱に挙がってくる提言というのはどのぐらいあるか御存じなんでしょうか。

#### 佐藤政策調査幹

午前中に監察局から報告がありました県政運営評価戦略会議の結果の中で、目安箱についての県民の皆様からの優れた御意見、御提言ということで、11項目ございました。大変申し訳ありません。御質問の全てで幾らかということにつきましては、ちょっと現時点で詳細までは承知しておりません。

#### 中山委員

総合戦略を策定するに当たって何をしたらいいかと、各市町村で具体的にすることというのはなかなか出すのは難しいのかなと思うんですよ。この目安箱の提言というのは、本当に生の声だと思いますし、非常にいい、宝物みたいなものが詰まっていると思うんですね、これを聞くだけで、こういう意見がありましたよということだけで終わらすことなく、午前中の付託委員会で聞いたら、年に1提案ぐらい、去年はブランドの海外販路拡大、おとしは、三好市への観光戦略に活用されたというふうなことは言われてたんですけども、せっかくのいい案があるのに、これを例えば、こういう意見があったんですよ、県民の貴重な意見を頂きましたよということを各市町村若しくは大学各種団体のほうに、阿波踊りなんか徳島市とか、そういうふうにごろしていただいているのかどうか、どうなんでしょうか。

#### 平井地方創生推進課長

県政運営評価戦略会議のほうで、この度、vs東京「とくしま回帰」総合戦略の評価も頂いたところでございます。総合戦略、KPIという重要業績評価指標を設定して進めていこうというシステムになってございますけれども、そのうち、112の事業について御評価を頂いた状況でございます。

そういったPDCAを回す中で、委員のお話のとおり、目安箱でございますとか、あと、その県政運営評価戦略会議の中での委員の皆様のお意見というのも頂いているところでございます。

例えば、この人の流れづくりの分で代表的に申し上げますと、移住の促進に当たりましては、関西圏に徳島県から多くの皆さんが行かれているという実情もあるので、関西圏にいかに発信するかと、そういうことにも重点を置いて取り組んでほしいという御意見も頂

戴したところでございます。

あと、例えば、サテライトオフィス、こちらについても長期的な視点から取り組んでほしいといったようなお話も頂いたところでございまして、そういった御意見については、しっかりと県議会での御論議も踏まえまして、今後の戦略の進化につなげてまいりたいと考えております。

#### 中山委員

正に、一億総活躍社会というのは、こういうことではないかと思うんですよ。

県民の人たちのいろんな知恵を各施策に反映していかなければ、地方創生というのはできていかないのではないかなと思っています。

こういう貴重な意見をもっともっと県民の皆様から頂くために、こういう皆さんから頂いた意見が県政にこういうふうになっていきましたよということを、もっとこの部局でも、政策創造部、これ政策を創造する部なんでしょう。だから、そういう皆さんの意見がこうなっていきましたということを示したら、もっともっと県民の意見、また知恵が出てくるのではないかなと思って、それがひいては一億総活躍社会の構築につながるのではないかなと思いますので、是非とも、ただ出てきました、これでいい提言がありましたに終わらすことなく、いいものは積極的にどんどん採用していただければと思いますが、どうですか。

#### 七條政策創生部長

ただいま、中山委員のほうから、地方創生はじめ、総合戦略、様々な施策に対して、県民の声をしっかり受け止めて、それを反映させていくべきだという御意見を頂きました。

おっしゃるとおりでございまして、やはり県民の声をしっかり受け止めて、それを政策に反映させていくことは、我々企画のほうの人間としては当然のまず第一歩というふうに考えております。

この地方創生を本当に実のあるものにしていくためには、やはり県民の皆さんの声をしっかりお聞きして、それを毎回P D C Aサイクルを回しまして、それを反映したものに順次修正というか、改善していくという取組をしっかりとやっていくことが、地方創生を実現していく、まずは基本的な道のりじゃないかと考えているところでございます。

委員から頂いた意見を十分に踏まえまして、今後本当に、目安箱もいい意見がたくさんございます。それから、県のほうでは、我々としましては、総合計画審議会、そういった場でいろんな委員から貴重な意見を頂いております。また、外部では県民局ともいろいろ会議をやったりしております。それから、わくわくトークとか、いろんな県民の声を聞く機会を作っておりますので、そういった声をしっかりとvs東京「とくしま回帰」総合戦略、それから新未来「創造」とくしま行動計画、こういった計画の中に反映させていきまして、一步先の徳島というものをつなげていきたいと、手繰り寄せていきたいと考えておりますので、引き続き皆様の御意見、御提言をしっかりと受け止めてまいりたいと考えております

ので、どうぞよろしく願いいたします。

山田委員

私のほうからも数点聞きたいと思います。

総務省の今年4月1日時点での臨時非常勤職員に関する調査、県職員の状況は午前中の付託委員会で聞いたんですけれども、午後は、24市町村の非常勤職員の推移と割合について、具体的に報告していただきたい。特に今年の4月1日時点と、10年前、平成17年ぐらいの数値等々の比較をしていただけませんか。

森口市町村課長

ただいま、山田委員のほうから、今年度行われました総務省の臨時非常勤職員の調査について御質問を頂きました。

県内市町村の結果、どうなっているかということでございますけれども、この調査につきましては、総務省が平成17年度から開始しておりまして、20年度、24年度、28年度というふうに、これまで4回実施されております。

今回の調査におきましては、平成28年度の調査というふうなことで、平成28年4月1日現在の臨時非常勤の職員数を尋ねてきているというところでございます。

本県市町村におけます臨時非常勤職員の状況でございますが、総数につきましては、平成28年4月1日現在、3,449名というふうな内容になっております。

今、山田委員からお話がありましたとおり、一番初めのときの調査、平成17年調査のときと比べましたら922名の増、率にしましたら36.5%の増というふうな形になっております。

一方、一つの比較ということで、全国の状況でございますけれども、全国におきましては、現在、臨時非常勤職員ということで64万4,725名の方がいらっしゃると。平成17年のときの調査と比較いたしましたら18万8,885名増えて、増加率は41.4%と、そういうふうな状況になっているというところでございます。

山田委員

そんな状況になっとんですね。

一方、正規職員についても、これ平成27年との10年間の比較ということになると思うんですけれども、どういうふうな状況になってますか。

森口市町村課長

市町村の職員数でございますけれども、これにつきましては毎年度総務省が行います定員管理調査、これにつきまして毎年4月1日現在の市町村職員数を調査しているものでございまして、直近の数字といたしまして、平成27年4月1日現在の数字が出ております。

市町村の職員数の状況でございますけれども、総数は9,007名というふうなことになっ

ております。山田委員からお話がありましたように、平成17年のときから比較ではどうかということをございましたら、人数にしまして1,929人の減、率にしまして17.6%の減というふうなことでございます。

山田委員

それぞれやっぱりすごい状況になっている、特に市町村は。

そういう中で、この非常勤職員、非正規職員が増えているところの自治体、特にこれは単純な比較はできないというのはわかっていることなんですけれども、特に非正規職員が増えている自治体、1番、2番、3番ぐらいまでと、あわせて、正規職員が大幅に減っている自治体について、ちょっと御報告いただけますか。

森口市町村課長

ただいま山田委員のほうから、まず臨時非常勤職について、県内市町村で増えている団体というふうなことで御質問ございました。

平成17年との比較で増えている数というふうなところで申し上げますと、一番多いのが美馬市で194名、続きまして阿南市で189名、3番目が三好市の161名という状況になっております。

ちなみに、非常勤臨時職員が増えた団体としましては16団体、一方、減った団体につきましては8団体と、そういうふうな状況になっております。

それから、正規職員の状況でございますけれども、これも平成17年との比較で申し上げますと、本県市町村で減少人数が多い団体で申し上げますと、1番が徳島市で366人、それから2番が鳴門市で300人、3番が三好市で211人というふうなことでございまして、減少団体が23団体、それから増減なしという団体が1団体と、そういう状況になっております。

山田委員

もちろんこれ単純な比較はできないということはわかっているわけですね。しかし、こういう状況になっているということについて、非常勤職員が増えて、正規職員が減っているというふうな状況ですね。

これは今日、議論があった地方創生等々から考えても、この事態というのは、このゆがみは正していかないといけないのではないかとこのように思っているわけなんですけれども、県として、地域経済を活性化させて、地方創生を推進するという立場から見て、この平成28年の数値は、県としてはどういうふうな御認識をお持ちなんですか。

森口市町村課長

市町村におきます職員、それから臨時非常勤職員というふうなことでございますけれども、御承知のように県内市町村におきましては非常に厳しい経済状況、それから財政状況の中

で、正に地方創生というふうなことで人口減少対策でございますとか、少子高齢化対策、そういった地域活性化というふうな様々な地域課題に向け取り組んでいくというふうなことが求められているところでございます。

さらに、各地方公共団体におきましては、住民ニーズが非常に多様化、高度化をしてきているというふうなことで、そういうサービスにもしっかりと対応していく、迅速かつ的確に対応していくというふうなことが必要でございます。

そういうふうな中で、職員数、それから臨時非常勤職員の状況を踏まえまして、地域の実情とか事務の種類、性質などに応じまして、正規職員と併せて臨時非常勤職員など多様な任用勤務形態の職員の活用、これを行うことは、正に市町村が住民からの行政サービスをしっかりと担っていくためには必要な部分であろうかというふうに考えております。

そういうふうなことで、市町村におきましてどのような職員体制でいくのかというふうな部分につきましては、しっかりと地域の事情に基づきまして、また適切な行政サービスの提供体制を確保するというふうな観点から、各市町村において、しっかりと御判断いただき、最適なものを選択していただくと、このように考えております。

#### 山田委員

今、答弁いただいたんですけど、個々詰めていったらいろいろ出てくるんだけど、実はこういうことに対して、総務省が、確か平成26年ですか、74通知と言われる通知を出しました。

私自身は、この通知を丸ごとそれで良いと思っと思っています。任期付きの職員の積極的活用の強調というのは、これは同意できないなと思っています。しかし、この通知について、非常に画期的な面もあるなというふうに思っています。特に、任用の面では、特別職非常勤について、職務内容が補助的、定型的、一般職の職員と同一等々の場合は、一般職として任用するよう強調しているという指摘ですね。

それともう一つは、再任用をめぐるっては、非正規職員への置きかえに対する批判を逃れようとして、次の再任用までの間、空白期間を設けると、こういうふうな制度設計になっています。これについても駄目よと、今回の通知では、空白期間の根拠については、地方公務員法をはじめとした関係法令において、そんなことは存在してないとはっきり書いてますし、資格を喪失させることなく取り扱う必要ということも強調されました。当然、これぐらいから、市町村のほうから問合せ等々も来るわけですね。その場合には、労働基準法はもちろんですけれども、この74通知の積極面を生かして、県が助言する。基本的にそういうふうな立場に立つことが重要だというふうに思うんですけれども、この点はいかがでしたか。

#### 森口市町村課長

ただいま、山田委員のほうから臨時非常勤職員に係ります総務省の方針といたしますか、示した通知ということで、平成26年に通知が発信されております。

この中で、山田委員がおっしゃいましたように、非常勤特別職について、一般的な事務等を行うような者については、一般職非常勤というふうな概念がございますので、そういうふうなのを活用してはどうかというふうなことでありますとか、あと、もう一つは、さっきございましたように、再任用における一定期間を置くことについて、そこは慎重に状況を見ながら対応することというふうな要請が来ているところでございます。

私どもといたしましては、総務省のその通知というのが正に地方公共団体の臨時非常勤職員の任用に関する一つのガイドラインというふうなことになりますので、その部分については市町村と情報を共有しながらしっかりと助言をしてまいりたいというふうに考えております。

#### 山田委員

時間の関係で、もっといろいろ聞きたいんですけども、まだ、あと12月と2月と2回委員会がありますね。その中で詳しくまた聞いていきたいと思うんですけども、実は昨日の県民環境部関係の総務委員会の中で、岡島室長とちょっと議論になったことがありました。電力会社への自然エネルギーの接続問題ということで議論をしてきたわけですけども、質問の趣旨は、端的に言ったら、自然エネルギー協議会の会長県ということで、今度高い数字を設けられた。しかし、その接続の問題として、稼働してない、また、原子力発電を廃炉を決定している伊方原子力発電所の1号機、四国電力の中で言ったら2号機も含めて、そういうことが3機全部動いて、1号機から3号機、それが設定のもとになって、自然エネルギーを後から残ったもので接続すると、こういうふうな状況になっていることについて、これ他県でも意見が出ているというふうなことです。やはり、自然エネルギーを大いに普及しようという高い目標を抱えて、これは全庁挙げてしないといけないわけですから、その面でいえば、少なくとも原子力発電の廃炉を決定した1号機、老朽化した2号機、これについてはきちんと四国電力にものを言って、自然エネルギーの普及ということの接続可能性を伸ばすべきではないかというふうに思うんですけども、この点はどうか。

#### 木具総合政策課長

ただいまの委員のほうから再生可能エネルギーの接続量についての御質問いただいたところ。です。

昨日、総務委員会におきましてもいろいろ御議論があったというふうにはお聞きしておるところです。

最初に、接続容量についてちょっと説明させていただきますと、再生可能エネルギーの接続可能量といいますのは、国のほうで、新エネルギー小委員会のもとに設置された系統ワーキンググループで検討されて、算定のルールは示されているんです。その算定のルールによりますと、今委員からの御質問にありました原子力、地熱、水力も併せてですけども、これにつきましては、東日本大震災前過去30年間の設備平均利用率、これを用いて

評価するということになってございます。委員御指摘のとおり、四国電力より公表されている接続可能量についてはその伊方原子力発電所、今現在、廃止も決まりました1号機、それと今後まだ方針が決定していない2号機、それとこの夏に稼働いたしました3号機、こういったこと全て入っているというふうな状況になってございます。

それで、これに対しての、基本的には国のほうの今の動きということで、実際には昨日の総務委員会でも改正FIT法に関しての議論があったというふうにお聞きしているんですけども、これの詳細につきましては、担当部局において全部詳細については把握されているというふうに考えているところでございますけれども、ちょっと私のほうから一般的なお話をさせていただきます。いわゆる改正FIT法といいますのは、固定価格買取制度、これの改正になってございますけれども、そもそもの背景が、再生エネルギーとして国の認定をとっているわけですけども、実際にはその設備が設置されていない。または、その設置する時期が不明確というふうな案件がかなりあるということをもって、これを稼働しない案件のために接続量がオーバーして、一般の健全な事業者の参入ができない状況になったような形。これを打開するためのものというふうに私のほうは認識しているわけですけども、こういったことに関しましては、今回この改正FIT法で、国のほうにおいてもきちんと対応されているというふうな認識を持っているところでございます。

そもそも、こういったエネルギー施策、将来的なエネルギーミックス、電源構成についての考え方とか進め方というのは、やはり国の基本、根幹をなす基本施策というふうに考えてございますことから、国のほうで責任を持って取り組んでいていただきたいというふうに考えているところでございます。

#### 山田委員

今、改正FIT法を一般的に解説されたけど、木具課長、それなら、日本弁護士連合会がこの改正FIT法についての見解をまとめておる点は御承知ですか。知っているか、知らないかだけでも。知らないのですか。言うように、そんなきれいごとでないんです。今まで自由電力、全部再生可能エネルギーは電線に対して接続する義務があった。ただ、条件として、技術的な問題がある場合は別と、なっていたわけです。しかし、今は技術的な問題が正に主軸に躍り出て、30日の経済ルールという、今まで接続できなかった場合はあったんですけども、それも全部やめてというふうな仕組みに変わってきた。これは、いろんなところから批判の声が出ているわけです。だから、四国電力に対しても、少なくとも止まっている原子力の1号機や2号機についてはやはり外していただいて、自然エネルギーを普及できるようなワークをしていこうやないかということをお県として、自然エネルギー協議会の会長県ですから、しっかり求めていくべきではないかなというのが質問の趣旨です。

しかし、今聞いたら、そういうふうな状況ではとてもないというふうな状況ですけども、やはり県民環境部とも手をとって、自然エネルギーの爆発的な増進のためにはそういうことをしてほしいというふうに思います。

さらに、最後に1点、これは平井課長に聞いておかないと思いつつ、平井課長にたくさん質問があったので、地方創生対策特別委員会に回さないといけないというふうに思います。

一つは、先ほど、いろいろ地方創生の議論がありまして、今回の議会の中でも2020年までに転入転出者を均衡させるということがなっております。2015年4月1日現在の転入転出者が1,723人上回ったというふうなことでしたけれども、2016年4月は2,023人だった。いわゆる逆に増えてるというふうな状況が言われております。もちろんまだまだ時間はあるし、いろんな仕掛けはこれからということになっていくわけですが、これについて、前年より悪化している状況はどういうふうに見ているのかという点と、もう一つ併せて、実は今回頂いたこの統計情報、この中に、推計人口ということで、平成28年の8月まで推計された人口も載っております。この状況についても併せて御報告いただいて、そこまでの答弁を頂きたいと思っております。

#### 平井地方推進課長

県版総合戦略への基本目標に掲げました現状、平成26年度1年間の社会減、これ1,723人でございます。それを5年後に均衡までもっていききたいという目標でございますけれども、その1年後、平成27年度時の、委員がおっしゃるように2,023人ということで、社会減、いわゆる転出超過が300人増えてる状況でございます。その内訳を見ますと、県外から徳島県に転入される方、これについても増えております。一方で、徳島県から県外に転出される方、それについては増えていると。その差引きでもって社会減が拡大したということでございますので、そういった状況を捉えながら、引き続き、転入促進策、それから転出抑制策、この両面からより一層創意工夫を加えながら取り組んでまいりたいと考えております。

#### 高井委員

私も続いて、地方創生に関する中の一つとしての正に消費者庁の問題を少しだけお聞かせいただきたいと思っております。

本会議等でも多く取り上げられまして、8月に結論を得るということだったのが、3年間先送りということになりました。ある種、準備をしていた皆さんにとっては、県民の皆さんの中にも、あれっ肩透かしやなという声もある半面、私は、3年後に判断をするということで、この度概算要求でも7.2億円という大きな予算が付いたということもあり、非常に大きなチャンスができた、猶予ができたというふうに考えております。

正に、地方創生の一つとして、東京一極集中から地方への人の流れと、正に情報、人材、金というこの三つを移動させるという政策の一つとして、政府が強く打ち出した政策の一つでありますから、前大臣の強い意向もあり、できるだけ地方に移管しようということがあったわけですが、あと3年間で、しかしながら政府としても徳島県がいかに地方創生のために頑張っているか、消費者行政をどの程度深められたか、進められたかということが

3年後に問われるということなんだろうというふうに思います。

今回、消費者行政新未来創造オフィスということに関連する予算として7.2億円が付いたということですが、概算要求でありますので、大きな枠だと思いますが、この内訳について、少し御説明いただきたいと思います。

平井地方創生推進課長

消費者庁が、8月末に締切りになりました、来年度に向けての国の概算要求をされているわけでございますけれども、そのうちの消費者行政新未来創造オフィスに係ることについての御質問でございます。

概算要求については、委員のほうからお話ございました7.2億円ということございまして、主な内訳ということで説明申し上げます。

まず、消費者庁におけますこの徳島オフィスの整備経費といたしまして、2.4億円ということになっております。それから、ICT等の活用に通じた働き方改革経費として1.1億円でございます。

あと、政策の推進経費という関連で二つ申し上げます。一つは、新たな調査研究機能の整備として、多様な消費者の特性等を踏まえた政策立案のための調査研究経費といたしまして2,000万円でございます。あと、全国展開を見据えた手法モデルプロジェクトの指導といたしまして、食品ロス削減の普及啓発、600万円といった事業項目が盛り込まれているところでございます。

高井委員

7.2億円と言えば非常に大きな予算ですが、概算要求は、これから非常に省内、また他省庁との議論もする中で、12月末の来年度予算確定に向けて、非常に厳しい予算の争奪戦が今、東京省内では始まるということになるかと思いますが、今、平井課長から御説明があった件の中で、どれがどれほど絞られていくのか、非常に緊張感を持って見つめなければならないと同時に、やはり徳島県として戦略を持って、ここだけは是非確保してほしいということを訴えていかななくてはならないというふうに思います。

人の分野においても、来年度の機構は、定員要求で人材も30名から40名でしょうか、新聞等では報じられたとおり、送り込むというか、そういう専門的な知識のある方、担当の方をこちらに派遣をするということもあるようですので、いろんな面で今できるだけ概算要求で提示された金額を確保できる、人を確保できるように、戦略的に対応していかななくてはならないと思いますが、今の段階でどのような戦略をお持ちか、聞かせていただければと思います。

平井地方創生推進課長

先ほど御質問のございました概算要求の7.2億円でございますが、それから、今お話がございました30人から40人規模との報道もある人員の確保に向けて、徳島県としてどのよ

うに行動していくのかという御質問でございます。

こういった来年度予算が確実なものとなりますように、本年5月にも、県議会のお力添えを頂いて、徳島発の政策提言ということを行っているところでございますけども、今後正にこの概算要求が具現化されていくのは年末までということでございますので、この年末にかけましてのタイムリーなタイミングを捉えまして、概算要求の具現化された定員要求の実現が図られますように、徳島県といたしましても、財務省、それから内閣官房をはじめとする関係省庁に対しまして、徳島発の政策提言を是非行ってまいりたいと考えておりまして、そういう取組を通じまして、消費者庁をしっかりとサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

高井委員

この議会に出された補正予算でも、徳島県として、県民の理解、協力を得るため、また新拠点の活動を支援する体制整備に向けた予算ということで、500万円を今計上していると思います。正に、これはまだ取っ掛かりの段階ですので、今回の県が付けた予算について少し御説明いただければと思います。

平井地方創生推進課長

この度、新次元消費者行政創造拠点推進事業ということで、危機管理部のほうから500万円の予算の計上をさせていただいているところでございます。

その内訳として大きく二つございまして、この度の新拠点設置につきましての県民の皆様への広報ということでの50万円ということと、それから、新拠点の活動を支援する体制整備、これをこれまで以上に市町村、それから県内の大学等の教育研究機関の皆様、それから各種事業者団体の皆様とともに新たに体制整備をつくっていかうということで、それに向けた調査事業等の実施ということでの450万円、計500万円を予算案として計上させていただいているところでございます。

高井委員

今、御説明があったとおり、まずは、取っ掛かりの予算ということではないかと思えますけれども、先ほど来、午前の総務委員会でも樫本委員からお話もありましたが、やはり人材育成、各行政、企業、教育研究機関との各種連携団体等が集まって、徳島消費者行政プラットフォームを構築するという、危機管理部のほうではありますが、予算を提案しておられます。

何といても、人材が大事だと思います。これから3年間の中で、今までも言われておりましたが、人材がちゃんと確保できるのかということも反対する方々の中には、中央のほうでそういう意見をおっしゃる方もいましたので、やはり徳島県でいい人材をしっかりと育てているんだということを見せていかなければならないと思います。その中で、それこそ県の職員のOBの皆さんはじめ、地域で活躍ができるまだまだ若い団塊世代の皆さん方

に是非とも消費生活相談員や、またボランティア活動等も含めて非常にプロとして徳島の消費者行政を担う一役を買っていただけるように働き掛けもしていかななくてはならないのではないかと思いますし、その能力のある方も多いと思います。

ただ、資格が要りますので、非常にハードルが高い部分もあり、また、退職した後、更に勉強を重ねないといけないのかというのも、確かに難しい部分ではあるかもしれませんが、ただ、人は学び続けることができる素晴らしい生き物でありますし、生涯学習ということも今言われております。それこそ高齢者の再雇用、いろんな場所で活躍できる舞台をとということも言われていて、社会の機運はすごく醸成されていますので、この県民への広報ということの一つの中にも、消費者庁を誘致するんだということの広報だけではなくて、人材を我々は求めていますと、是非意欲がある方、一緒にやってみませんか、即有資格者になって消費生活相談員になれなかったとしても、そのプレといいますか、準備段階の方々を養成していくということも非常に大事だと思いますので、そうした点からもいろんな形でアピールをしていっていただきたいなと思っています。

かつ、概算要求の中で出されている中身の件、食品ロス削減の普及啓発、エシカルラボ開発等を通じた倫理的消費の普及とか、若者等への消費者教育推進とか、中小企業を含めた消費者思考経営の推進とか、いろんなことを細かく予算内訳として挙げられておりますけれども、私はやっぱり徳島が有する利点をフルに活用して、こう挙げられている中でも、特に、3年ありますから、重点を絞って具体的に丁寧に進めていっていただくのがいいんじゃないかなと思います。

例えば、さっきの人材育成のことと絡めて、やっぱり消費者問題の相談は徳島が一番いいんだと。これは例えば、わざわざ来ていただかなくても、さっきから話があったテレワークでも結構です。消費者生活相談員などもたくさん育てて、電話でも対応できて、的確に指示やアドバイスができるような体制をつくっていく。消費者行政にかかわる専門家をできるだけ、座学で増やすのと同時に、やっぱり実績、経験が何といても大事ですから、件数を踏んでいくためにも、距離のハードルを越えるためにも、そうした分野でもテレワーク等を充実させていくということもひとつ、先々の試算、視野の中に入っているもいいんじゃないかなというふうに思います。

それに加えて、この徳島消費者行政プラットフォームをするに当たって、やっぱり中央ベースでは反対されていた弁護士会であったり、ほかの消費者団体であったりするところに対しても、徳島県は、特に徳島県の弁護士会やいろんなところにも、是非消費者行政の進化のためにも協力をしてほしいということをいろんな形で働き掛けていくことが大事ではないかなと思います。

政府の方針の中には、迅速な対応を要する業務とか、対外調整が必要なプロセスが必要なもの、国会対応とか危機管理とか、司令塔機能などはなかなかやっぱり移管できないということ、対象外だということをはっきりおっしゃっていますので、確かにこの部分は、国会対応は徳島県でしろと言っても無理な話ですから、その部分は政府の議論に任せるとして、やっぱり徳島県でできる、正に消費者から見たニーズに応えた消費者行政の進化と

いうところに重点を置いて、是非とも頑張っていたきたいなというふうに思います。

それが、もう少し具体的な意味でいけば、いろいろなエシカルラボもいろいろやっています。例えば、倫理的消費という点で言えば、例えば、藍染めを、私昨日、藍染めのスーツを着ていたんですが、あれ真っ白のスーツを徳島で染め直して、着てたんです。ちょうど今回の補正予算にも藍染めをもっと広めようと、食べるほうの藍染めということが重点に書かれていましたが、染め直しというのをもっともっと展開できるんじゃないかなというふうに思います。思い出の品や、白い物だったらほとんどきれいに染まります。特に白いスーツなんかはやっぱり何回も着ると黄ばんできたり、襟の汚れが落ちなかったりしますし、大事な初めて着たスーツであったとか、ハンカチだとか、傘だとか、白かったり、色がちょっと入っていても染まるものもありますので、それも一つのエシカル消費だと思います。伝統文化と地域の産業を興していく、それから、エコという意味で再利用するとか、いろんな面からも藍染めに来てほしいとか、いろんな宣伝の仕方を持つていけると思いますので、そうしたことも一つの省というか部を超えていろんなコラボをしながら、充実させていくことができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、是非とも頑張っていたきたいなと思います。

さっき樫本委員がおっしゃった域内経済の収支改善という点からも、やっぱり地方はどうしても発展途上国型といいますか、原料を輸出して、どこかで加工されて、それをそこで高く売って、その場で、都市部でもうかったという経済でしたので、どうしてももうかるほうが少なかったわけですが、地方創生は、私はやっぱり、これからはその地域でしかできないものをその地域で加工して、その地域へ買いに来てもらうと、そういう視点で人を呼び込む、そのためにも、正に意見書を今日、出されますけども、情報や人材、財政、金を確保していくということが大事だと思いますので、消費者庁、こうしたことの一つとしても是非引き続き頑張っていたきたいと思います。

#### 平井地方創生推進課長

この度、決定されました消費者庁の新拠点の徳島の設置、それから3年後の見直しに向けてまして、様々な具体的な御示唆、提言を頂いたところでございます。ありがとうございます。

この度の決定の背景といたしましては、やはりこれまで徳島県が取り組んでまいりました消費者目線、現場主義に立った消費者行政への取組、そういったところでの先駆性とか実証フィールドがあるということをお評価いただいたものが大いにあるのではないかと思っております。

そういった強みを、更に磨きをかけて進化させていくということが非常に重要であると考えておまして、その大きな取組として、やはり人に着目してということでございまして、これまでも取り組んでまいりました消費者教育、ここにつきましてもより一層重点的に徳島県としても取り組んでまいりたいと考えております。

それから、人材確保、この分につきましては、この度の国の9月1日に決定した文書の

中でも、消費者行政を支える人的資源とそのネットワークについては、この辺の実績というのが今後とも重要であるという御指摘もございますので、これまで以上に関西広域連合でございますとか、県内経済界との連携も含めて、しっかりと県としては、副知事を統括本部長とする統括本部がございますので、そういった横割り連携をしっかりと、県を挙げて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

#### 高井委員

よろしく申し上げます。

先ほど来、出ていたRESASの活用なんかもいろんなところでできると思いますので、是非頑張っていたいただきたいなと思いますし、より具体的に絞って、これから政策提言も11月に向けてしていかれるだろうと思いますので、是非しっかりと中央省庁のほうにも言っていたいただきたいと思います。

もう一つ、消費者庁の移転の際に政府内の共通のテレビ会議システムが整備されていないということが挙げられておりました。これなんかは、特に徳島県は大丈夫なんですから、中央省庁のほうにも是非こういう環境も整備するようにとということも一緒に提言もきちんとしていただければと思います。

世界最先端IT国家宣言を政府はしておられる割には、まだまだ足元がまだだということもありますので、国にもしっかりとこういうことをしてほしい、徳島県はこういうことをするから、国のほうもしっかりこういう準備をしてほしいということをやっぱり双方向で言っていくことも一つの地方創生だと思いますので、地方からの提言ということでしっかりお伝えして頑張っていたいただきたいと思います。

#### 古川委員

先ほど報告がありました関西広域連合について一つだけ質問します。

2ページと3ページに、広域事務ということで、⑥資格試験・免許等事務の着実な推進とあって、このあたりは広域連合でどのような取組をされているんでしょうか。

#### 山上広域連携室長

委員のほうから、広域計画の資格試験の関係で御質問を頂きました。

関西広域連合におきましては、いわゆる各構成府県からの持ち寄り事務ということで、特に資格試験、免許に関しまして、調理師試験、あるいは製菓衛生士試験、准看護師試験、これらを共同して行っております。これで、1県が行うより、より効率的な形で事務を行うことができるという形で進めているところでありまして、今後この広域計画におきましても、引き続きこういう形で進めていこうということを記載したものでございます。

#### 古川委員

これに加えて提案ですけれども、こういう取組はすごくいいなと思ってまして、やっぱ

り今、特に福祉とか介護とか子育てあたりはやっぱり相談支援というのはすごく、これは充実させていかなければいけない。専門員を置いて、しかも、その専門員をきちっと研修もさせて、システムを向上させていく、そして人数も増やしていく、また、高齢化に伴って世代交代していくという、そういう工程の研修にもなっているところもありますし、この研修をどう充実させていくかというのはすごく重要な部分であります。

また、様々な連携を図っていくということで、コーディネートだとか、スーパーバイザーとか、そんなのを置くようにというようなのが出てきてまして、そういった方の知識向上というのもすごく大事だと思いますけれども、なかなか本当にいい研修をしようと思ったら、全国的なすばらしい講師の人というのはやっぱり引っ張りだこになっていますし、御存じのとおり、研修経費というのはだんだん減っていくんです。なかなかいい研修ができていけないというのがやっぱり県庁内での実態かなと思うので、本当にこういう広域でそういったいい研修をしていくというのが一つの方法かなと、これを見て思いますので、そういった部分にも適応していただけたら有り難いなど。ただ、遠くに行って研修を受けないといけないので、やっぱり本当に限られた部分になるかなと思いますけれども、そういったところを限られた、選ばれたところだけでもいいので、そういうところもちょっと広げていってもらえるような議論をしていただけたら有り難いなど思っております。

何か一言。

#### 山上広域連携室長

委員からお話ありがとうございました職員研修の部分でございますけれども、先ほどの資料3ページの⑥資格試験・免許等の下あたりにもございます、構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの活用、効率的な研修の促進というところでございますように、職員間の研修もできる限り連携して、関西広域連合内でも進めているところでございまして、先ほど委員から御提案のございましたような形で、例えば、大阪府でやっている研修について、徳島県の職員も参加できるように、あるいはその逆で、徳島県がやっている専門的な研修について、大阪府の職員も参加できるようにというような形での相互乗り入れなども進めているところでございまして、そういった情報共有なども図りながら、研修についても進めていきたいというふうに考えております。

#### 古川委員

職員の研修もやはりどんどん進めてください。

私が例に挙げたのは、県の職員じゃなくて、こういう民間の施設の職員とか、そんな部分です。

#### 喜多委員

今委員会のほうから地方創生の交付金についての意見書ということであります。私も同

意見でありまして、途中で切れるというか、しばむことのないように、地方というだけでなく、内容や規模が本当に充実して継続して拡充するようなことをもっともっと働き掛けてほしいなど、私も思います。

地方創生というのは本当に国策でありますので、国から地方にということ、是非ともこれから、知事会からも何か意見書を提言したということで、地方税財源の確保ということも含めて、これからだんだんと拡充、継続してほしいなということを要望しておきたいと思えます。

そして、この使い便利が悪かったらあんまり意味がないですし、できたら、勝手な言い方やけど、使い勝手のいいような交付金にするようにこれから働き掛けてほしいなということをお私からも要望しておきたいと思えます。

一つに、ふるさと納税についてでありますけれども、ふるさと納税はすっかりと定着したようでございますけれども、今までの経過というか、どのぐらいどうなったか、もしわかったらお願いをいたします。

#### 木具総合政策課長

ただいま委員のほうから、ふるさと納税の経過についての御質問いただいたところでございます。

御承知のとおり、ふるさと納税といいますのは、自治体の寄附に対しまして、その寄附額の2,000円を超える部分、これを一定限度額までは所得税、住民税、これが控除されるというふうな制度でございます。

この制度自体が、平成27年度の税制改正によりまして大きく2点改正されてございます。

まず1点が、控除限度額の拡大ということで、一つの目安ですけれども、個人の住民所得税、これが1割ぐらい控除されたものが2割ということで、2倍ぐらいに拡充された。もう1点が、手続の簡素化ということで、特に給与所得者の方というのは確定申告というのは非常に不得手な部分があるのかなと思うんですけれども、この確定申告が不要になった。こういう大きな2点の改正がございました。

この2点の改正を、私どもはこれを好機というふうに捉えまして、「徳島ファン」の拡大につなげていきたいということで、実はこれまで返礼品ということは基本的にスダチをお送りするというふうな状況だったんですけれども、これを好機に捉えまして、昨年8月から県の特産品、さらには本年の5月からは「とくしま特選ブランド」、こういったものを返礼品に加えてまいりました。

その結果ですけれども、平成27年度の実績を申し上げますと、ふるさと納税を頂いた件数ですけれども、1,167件、前年度が326件ということで、約3.6倍の増加。額にいたしまして4,945万7,667円ということで、こちらも前年度に比べますと1.5倍、これ全国順位でいいますと14位というふうな状況で、ふるさと納税を本県のほうにさせていただいたというふうな状況になっております。

## 喜多委員

2点変わったということで、控除が2倍になったことと、確定申告は不要になったということで、実績は約5,000万円ということであります。

そして、この県から出している、ふるさと“OURとくしま”応援事業ということで、これ文章が本当に上手に作っていて、「ふるさと納税とはふるさとへの『寄附金』です，“徳島が大好き”，“徳島の力になりたい”というあなたの想いを形にできますということで、寄附金の形にして、個人住民税と所得税が控除されます」ということで載っております。

そして、去年からですけれども、今説明いただきましたように、メニュー1から2, 3, 4, 5, 6と、最後に知事にお任せメニューということで、多くのメニューが増やされておるようでございます。そんな結果もあって、大幅に増えたということでもありますけれども、町によっては、ちょっと見てみますと、北海道の小さな町ですけれども、これと宮崎県のこれも小さい町、ふるさと納税が年間の税収を超えているということで、すごいことだと思いますけれども、小さな町だからそれができるんじゃないかなと思います。徳島県もそのぐらいになってくれたら、すごい有り難いと思いますけれども、徳島県の税収より上回るふるさと納税があったら、倍の事業ができるということで、是非とも、不可能ではないと思いますので、頑張ってくださいなと思っております。

そして、いろいろPRをしておりますけど、こんなきれいなパンフレットを付けたり、いろいろと内容的にもやっておりますして、寄附申込書とか、これも5万円以上は何があるとかということで封筒に入れて、積極的に頑張っておることは本当にすごいことだと思います。

具体的に、どのようにふるさと納税を広めるためにやっておるのか、お尋ねをいたします。

## 木具総合政策課長

ただいまのふるさとの納税拡大に向けてどういうふうなことをやっているかという御質問いただいているところでございます。

まず、私どもは、県外などで県人会といったところでお呼ばれいただくことが多々ございます。そういったところに当然行ってPRするという、もともと徳島県ゆかりの方ということもありまして、非常に効果が大きいのではないかとというふうに考えているところ、それが一つでございます。

もう一つが、この制度改正と併せまして私どものほうでやった取組の一つなんですけれども、全国的な徳島ファンを増やすということで、最近、ふるさと納税ファンという方が多く全国にいらっしやると。そういった方がどういった形で納税されるか、どこを選ぶかというのを、「ふるさとチョイス」というホームページが開設されておまして、そこからの申込みが非常に多いということがございますので、返礼品の拡充と併せまして、そういったところとの連携も進めて、今までの大きな獲得、伸びにつながったのではないかと

いうふうに考えているところでございます。

#### 喜多委員

とりあえずは県人会ということと、前もちょっと話があったと思うんですけど、県外と同窓会とか、それとか企業とか、もちろん個人とか、いろいろな団体を通じて、これからも積極的にこれに取り組んでほしいなと思います。

それと、初めてというか、新しい試みとして、本当に全国のお土産を調べて、どこがええかいなということで、マニアのような者もおりますので、それは一時で、継続はあんまりできないのではないかなと思いますけど、いろいろなルートを通じて、それなりにというか、県外へ出て、本当に大活躍をしている方もたくさんおりますし、そんなところで、個々に当たられるというのが一番効果があるのではないかなと思います。

それだけですけれども、どうか、これからも寄り添ってもらって、新しいこの納税の形というか、本人の意思が通じる納税ということで、逆に言えば、徳島の税収が減るようではいけないのですけれども、積極的に県外においでる人のPRと働き掛けをこれからもどんどん続けていって、せっかく制度が大分変わったので、5,000万円から1億円、1億円から100億円ということで頑張っていってほしいなと応援して終わります。

#### 岡田委員

さっき古川委員から関西広域連合の質問を頂いて、答弁に理事者がしてくれたんですけど、私は関西広域委員なので、お答えします。

実際この間全体会があって、これ委員会の報告なので、既に全体会で議論させてもらいまして、古川委員がおっしゃってた部分というのは、広域研修のところなんですけど、これ各県がやっている職員研修を皆見に行きましようという形のスタンスで、結構徳島に来てもらってないんですね。それで、来てもらってないので、私は提案させてもらって、おっしゃったように、サテライトの映像で見えるようなシステムを各県に置いてもらって、各会議室でできるような仕組みをつくってくださいということは以前要望させてもらって、だから、逆に言うと、効率的な研修の促進というところで集約されているんかなというところの話なんですけれども。

それで、ただ、古川委員がおっしゃるようないろんな職種の方の研修ではなく、県職員のそれこそ自治研修でされているところの研修に皆さんがピックアップしていかれるというような研修の枠を超えてないので、古川委員がおっしゃってくださった要望というのをまた持ち帰って、広げませんかということで要望させてもらえればと思うんですけど、ただ、現状としては、この間委員会があって、議論がほとんど終わってしまっていますが、貴重な御提案として持って帰りたいと思いますので、ありがとうございました。

#### 原井副委員長

事前委員会の際に配られました、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産暫定一覧表

追加記載に向けた提案書について、何点か質問させてもらいたいと思うんですが、文化庁長官のほうに、4県の知事と霊場関係者の方も何名か東京都に行かれて、同伴のもと、この提案書を提出されたということでお伺いをしておりますけども、提出日はちょうど8月8日だったということですね。八十八箇所霊場に合わせた生きのいい日を選んだなということで見させてもらっておったんですが、その中で、提案書の中でちょっと確認したいことがあるんですけども、暫定一覧表に入るに当たりまして、一つポイントとなってくるのが、史跡指定という指定があるというふうに思います。こちらのほう私前から存じ上げとったんですが、史跡指定ともう一個名称がありまして、名勝指定というものがうたわれていると思いますが、これ大体意味は一緒だと思うんですけども、その二つの指定のそれぞれの定義と、それぞれの指定の進捗状況というのをまず教えてもらいたいと思います。

#### 山上広域連携室長

原井副委員長から、遍路道の世界遺産登録に向けた取組に関する御質問を頂きました。まず、この世界遺産登録に向けて、以前文化庁に提案をしたときには、先ほど副委員長さんからも御指摘ありましたように、資産の保護措置ということが大きな課題ということで示されたところでございます。この平成28年8月8日に文化庁に提出いたしました提案書においても、札所寺院と遍路道、これをどのように保護していくのかという保護手法の方向性をこの提案書で示したところでございます。

それで、先ほど御質問のございました史跡と名勝ということでございますけれども、いずれも文化財保護法によるところの指定でございますけれども、史跡については、例えば貝塚や古墳、あるいは城跡などのいわゆる遺跡ということで、我が国にとって歴史上、また学術上価値の高いもの、これを史跡として指定しているというところでございます。

また、名勝につきましても、先ほど申し上げましたように、文化財保護法によるものでございますけれども、例えば庭園でありますとか、あるいは橋でありますとか、いわゆる名勝地など、我が国にとって芸術上、あるいは鑑賞上価値の高いものを名勝として指定しているというところでございます。

その進捗状況というところでございますけれども、世界遺産登録に向けましては、まずはこの世界遺産登録の趣旨から申し上げましても、史跡指定ということが最も重要であろうかということで考えておりまして、今現在はまずは史跡指定の取組を優先的に進めているところでございまして、ただ、全て史跡指定というわけにもなかなかできませんので、そういったところについては、名勝指定ということも含めて、この名勝地ということで指定する中で、風致景観としての保護を図っていくと、こういうことも今後検討していくということを提案書の中に盛り込んだものでございます。

#### 原井副委員長

よくわかりました。

昨年の4月だったと思うんですが、この八十八箇所霊場が日本遺産に登録されたという

ことで、日本を代表するその文化価値があるということはそれで証明できたと思うんですが、その勢いでまた世界遺産に向けてチャレンジしてもらいたいという思いがある中で、行動計画の中で一つうたわれていることで、平成28年度中に暫定一覧表に記載を目指す、そういうふううたわれていると思うんですが、これは4県知事の合意で共同声明を発表されていると思うんですけども、そんな中で、現時点で今年度中の暫定一覧表入りの可能性、そういうものをちょっと、感覚でも構いませんので、教えていただきたいと思います。

#### 山上広域連携室長

世界遺産登録に向けた暫定一覧表記載についての御質問を頂いたところでございます。

先ほど、委員からもお話がございましたように、8月8日、四国4県の知事が一緒になりまして、暫定一覧表登録記載に向けた提案書を一緒に提案したというところでございます。

これについて、実は暫定一覧表の記載については、文化庁が平成20年に審査結果を公表して以来、文化庁におきまして暫定一覧表の記載に向けての手续が現在行われていない状況にあるのは確かでございます。

しかしながら、四国4県、あるいは関係団体といたしましては、四国で一丸となりまして、先ほど言いました課題であります資産の保護措置の充実、あるいは機運の醸成ということで、例えば、この11月2日には東京都有楽町の東京交通会館におきまして、四国遍路展ということで1週間PRイベントなどもやってまいりたいというふうに考えております。こうした機運醸成なり、さらなる取組を進めまして、四国でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### 原井副委員長

暫定一覧表の記載に向けてもまだまだ道半ばであるということでも理解させていただきました。相手方の都合というか、そちらのほうもあると思いますので、一覧表に記載されても、世界遺産になるまで10年以上その一覧表のテーブルに残っているという、そういった事案もありますので、まだまだ道半ばということだというふうに思うんですけども、考えてみますと、北海道から沖縄県まで、全国、例えば10地区に分けた場合、北海道、東北、関東、中部とか、そういうふうな地方で分けた場合、やっぱり四国だけ世界遺産がないんですね。これで私、これだけインバウンド、インバウンドとうたっている中で、この四国に外国人観光客、日本人の観光客も含めてなんですけど、呼び込むには世界遺産登録が一番の近道じゃないかなというふうに思っています。

それで、ちょうど4県くまなくありますので、やはり最近課題となっております滞在型観光とか、また交流人口の増加とか、その辺の、四国一円に網羅できると思ったんです。そういった意味合いでも、是非とも諦めずにこの世界遺産の目標というものを、計画を立てた以上は押し進めてもらいたいと思うんですが、最後に今後の取組の内容計画というものを教えていただけたらと思います。

山上広域連携室長

最後に、四国遍路の世界遺産登録に向けた今後の取組計画についての御質問でございます。

先ほど申し上げていますように、大きく文化庁におきましては資産の保護措置ということが大きな課題として一つ示されているところでございます。

したがいまして、本県のみならず、四国4県でまずは札所寺院，あるいは遍路道の史跡指定，こういったものを充実させていくとともに，先ほども申し上げましたような四国遍路展などの機運醸成，こういったものもしまして，四国で世界遺産登録を進める団体として設置します世界遺産登録推進協議会，これらの構成団体である民間の方，大学なりの各種団体なども連携して，四国全体としてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより，採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました政策創造部関係の付託議案は，これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

山田委員

議案第4号ですが，以前から主張しているマイナンバーの絡みなので，同意できません。時間の関係で，理由については本会議で誰かがきちっと説明します。

南委員長

それでは，政策創造部関係の議案第4号については，御異議がありますので，起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正については，これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は，起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，議案第4号は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に，議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号について、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、政策創造部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第4号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

これをもって、政策創造部関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」という者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、9月定例会終了後の11月上旬から2月定例会までに実施することとし、日程、視察箇所等につきましては、私のほうで案をつくり、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（15時14分）